

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 不動産取得税</p> <p>新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長（22年3月31日→24年3月31日）する。</p> <p>2 自動車取得税</p> <p>(1) 現行の10年間の暫定税率は廃止する。</p> <p>(2) 当分の間、現在の税率水準（軽自動車以外の自家用自動車に対する税率を5%）を維持する。</p> <p>(3) エコカー（新車）に対する21年4月1日から24年3月31日までの間の税率軽減措置の対象に、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加する。</p> <p>(4) ディーゼル車（新車以外）に係る税率軽減措置について、軽減対象を拡充した上、適用期限を延長する。</p> <p>3 軽油引取税</p> <p>(1) 現行の10年間の暫定税率は廃止する。</p> <p>(2) 当分の間、現在の税率水準（税率を32,100円/kℓ）を維持する。</p> <p>(3) 揮発油価格の高騰が続いた場合に特例税率の適用停止の措置を講ずる。</p> <p>ア 指標となるガソリン価格が、連続3カ月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する。</p> <p>イ 停止後、同価格が、連続3カ月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、元の税率水準に復元する。</p> <p>4 自動車税</p> <p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で継続する。</p>	
施行日	平成22年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	